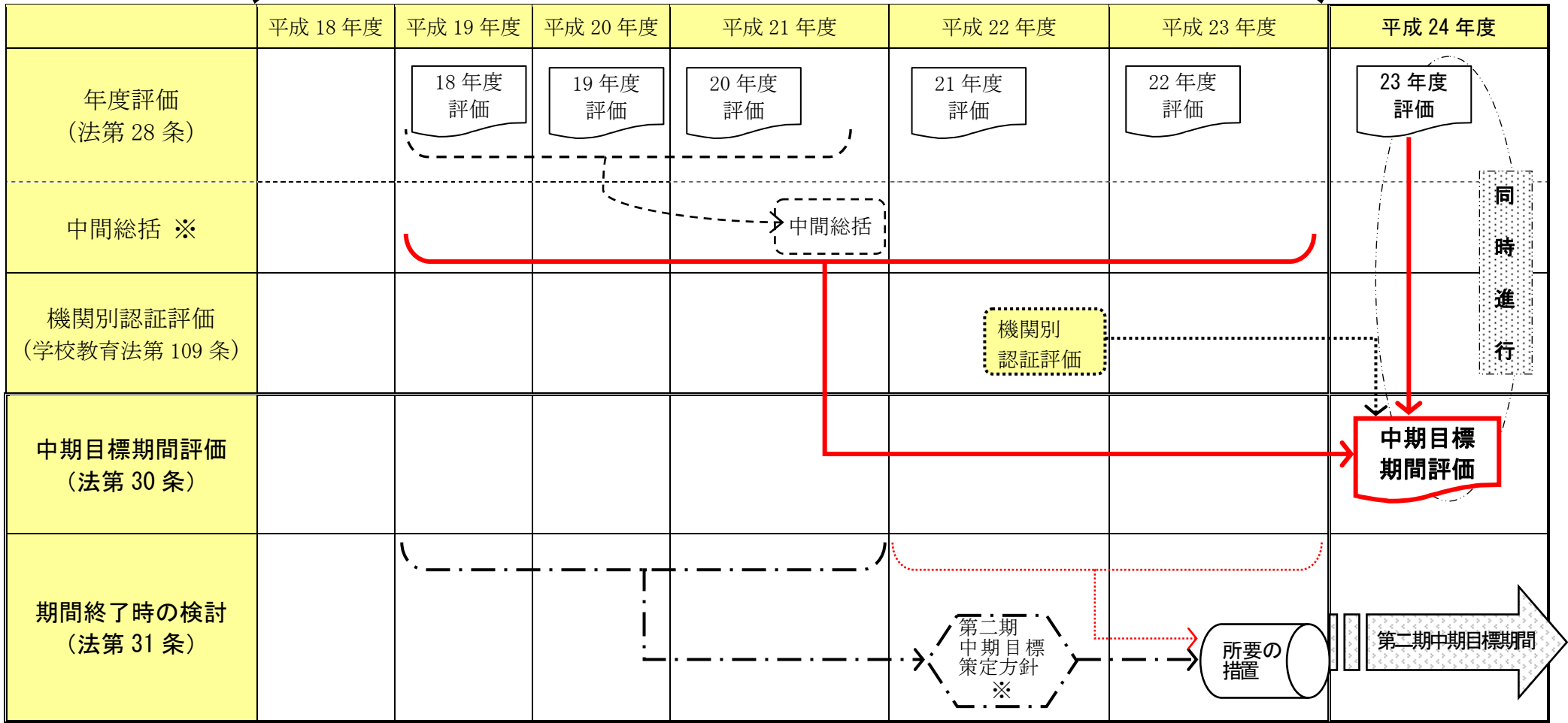


中期目標期間終了後の評価等の取組みについて（案）

第一期中期目標期間



※ 中間総括：中期目標期間上半期（平成 20 年度）終了時における中期目標・計画の進捗状況や成果、残された重要課題を確認。
※ 第二期中期目標策定方針：法第 31 条の手続きに準じて、次期中期目標・計画策定に向けた課題を整理したうえで「策定方針」を決定。

関 係 条 文

【 中 期 目 標 期 間 評 価 等 関 係 】

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抜すい）

（中期目標に係る事業報告書）

第二十九条 地方独立行政法人は、中期目標の期間の終了後三月以内に、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標に係る事業報告書を設立団体の長に提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 設立団体の長は、前項の規定により中期目標に係る事業報告書の提出を受けたときは、これを議会に報告しなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十条 地方独立行政法人は、設立団体の規則で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体について総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第二十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の評価について準用する。

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第二十八条 （第1項・第2項省略）

3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知しなければならない。この場合において、評価委員会は、必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。

4 評価委員会は、前項の規定による通知を行ったときは、遅滞なく、その通知に係る事項（同項後段の規定による勧告をした場合にあつては、その通知に係る事項及びその勧告の内容）を設立団体の長に報告するとともに、公表しなければならない。

5 設立団体の長は、前項の規定による報告を受けたときは、その旨を議会に報告しなければならない。

（中期目標の期間の終了時の検討）

第三十一条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。

2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期目標等の特例）

第七十八条 公立大学法人に関する第二十五条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「三年以上五年以下の期間」とあり、及び同条第二項第一号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「六年間」とする。

（第2項・第3項・第4項省略）

（認証評価機関の評価の活用）

第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。